

明和町広告掲載基準

(趣旨)

第1条 広告媒体への広告掲載の可否は、明和町広告掲載要綱(以下「要綱」という。)第5条に定めるもののほか、この基準に基づき判断を行うものとする。

(基本的な考え方)

第2条 明和町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(掲載しない業種等)

第3条 要綱第5条第1項第6号及び第7号に規定する掲載しない業種又は事業者の例は、次に掲げるものをいう。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「風俗営業」及びそれに類する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (3) たばこ製造業
- (4) ギャンブルにかかるもの
- (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づかない教育施設
- (6) エステティックサロン、美容整形等法律の定めのない医業類似行為を行う業種
- (7) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に規定する「訪問販売」、「通信販売」、「電話勧誘販売」にかかるもの(同法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者を除く。)
- (8) 利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (9) 過去5年以内に公的機関・行政機関から悪質な行為などにより、指名停止などの行政指導を受けた事業者
- (10) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者
- (11) 町税等を滞納している事業者

(掲載しない広告内容)

第4条 要綱第5条第1項第6号及び第7号に規定する掲載しない広告内容の例は、次に掲げるものをいう。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第4条各号に規定する表示に該当すると認められるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するお

それのあるもの

- (4) 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれがあるもの
 - (5) 差別を助長するおそれのあるもの
 - (6) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - (7) 責任の所在及び内容が不明確なもの
 - (8) 特定の業者に不利益を与えるもの
 - (9) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現等根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの
 - イ 投機、射幸心を著しくあおるもの
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - (10) 青少年の保護又は健全な育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当する
 - ア 水着姿及び裸体姿等広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するようなもの
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するようなもの
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想又は想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神、教育に有害なもの
 - (11) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - (12) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - (13) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - (14) 社会的に不適切なもの
 - (15) 国内世論が大きく分かれているもの
 - (16) 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (WEB ページに関する基準)

第5条 WEB ページの広告に関しては、WEB ページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしている WEB ページの内容についてもこの基準を適用する。

(広告内容に関する個別の基準)

第6条 具体的な広告内容等については、掲載の都度、当該広告媒体を主管する課が次の各号について検討し、判断することとする。

1 病院、診療所、助産所

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第69条又は第71条の規定により広告で

きる事項以外は、一切広告できない。

- (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。
- (3) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。
- (4) 写真については、病院等の全景や当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは広告できない。
- (5) マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることはできない。

2 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
- (3) 法定の施術所以外の医業類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。

3 人材募集広告

- (1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは認めない。
- (2) 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

4 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等（老人保健施設を除く）

- (1) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
- (2) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
- (3) その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招く表現はできない。

例：「明和町事業受託事業者」等

5 不動産事業

- (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
- (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。

(3) 不動産の表示に関する公正競争規約（平成 15 年公正取引委員会告示第 2 号）による表示規制に従う。

(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

6 弁護士、税理士、司法書士、行政書士及び公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

7 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

8 その他表示について注意すること

(1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の 30%引き」等

(2) 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料が必要）。

(3) 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合には、その旨表示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については、固定電話とし、携帯電話、PHS のみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

(5) 肖像権・著作権

無断使用がないか確認する。

(6) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：「お酒は 20 歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現は禁止する。

例：「お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿」等

(広告媒体個別の基準)

第 7 条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を定めることができる。

附 則

この基準は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。